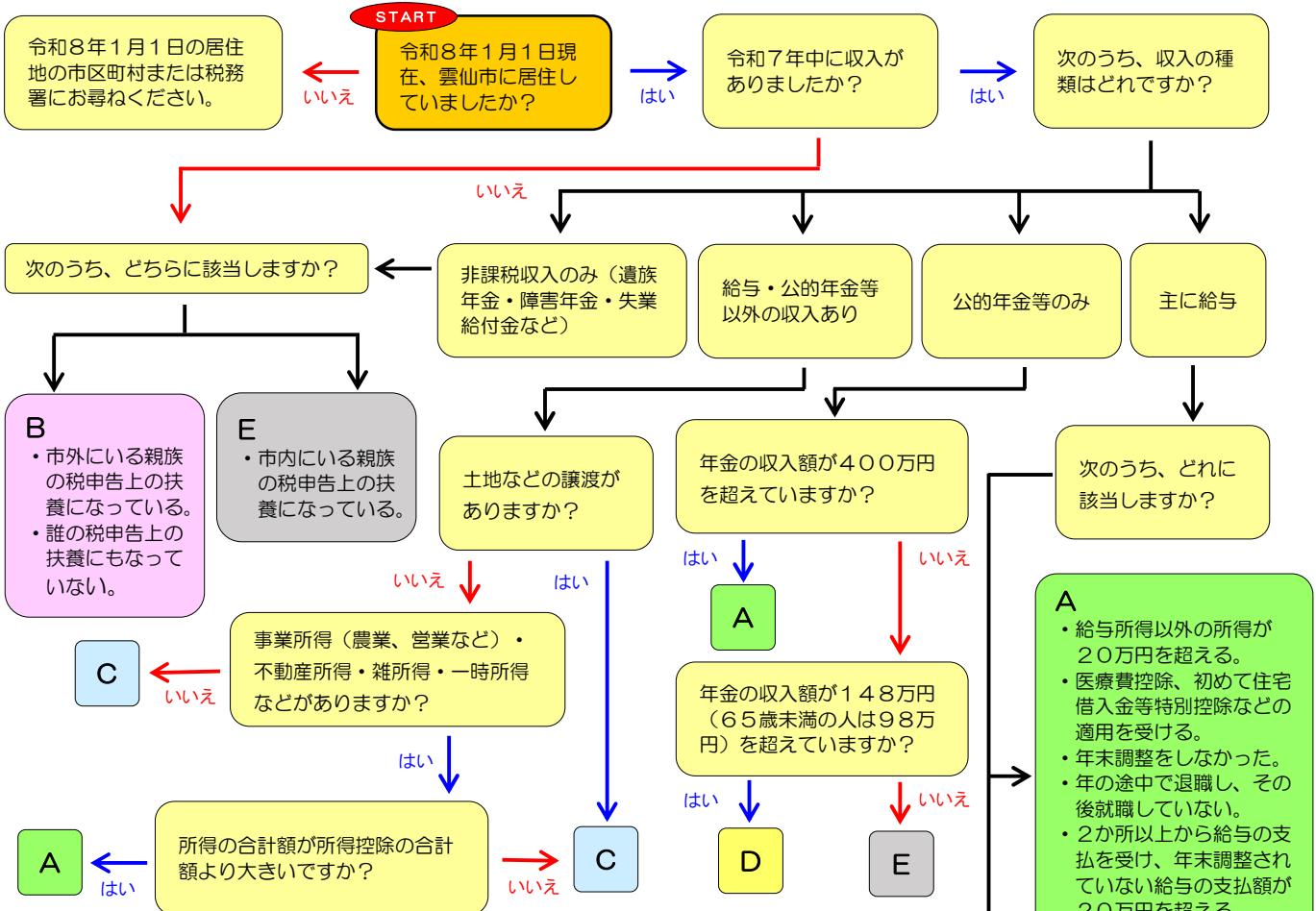


＜申告フローチャート＞



| | 所得税確定申告 | 市県民税申告 | 注意事項 |
|---|---------|--------|---|
| A | ○ | × | 収入が公的年金等のみの方は、所得税が還付される場合があります。 |
| B | × | ○ | 国保税や保育料算定の基礎資料にもなりますので、必ず申告しましょう。申告されない場合、減額措置などが受けられません。 |
| C | △ | △ | 税務署から確定申告の案内ハガキなどが届いた方は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。詳しくはお尋ねください。 |
| D | △ | △ | 所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）の適用をすでに受けている場合、申告は不要です。 |
| E | × | × | 所得税確定申告および市県民税申告（住民税申告）の提出は不要です。 |